

弥勒菩薩願ふ所に応へて奇しき形を示す縁 第八

近江国坂田郡遠江里に、一の富める人有り。姓名詳ならず。瑜伽論を写さむとして願を發して、まだ写さずして淹しく年を歴、家の財やうやく衰へ生活くに便無し。家を離れ妻子を捨て、道を修ひて祐を求む。なほ願を果さむことを瞻、常に懷に愁ふ。帝姫阿陪天皇の御世の天平神護二年丙午の秋九月に、一の山寺に至りて日を累ねて止住る。其の山寺の内に一の柴生立つ。其の柴の皮の上に忽然に弥勒菩薩の像化生る。時に彼の行者見て仰ぎ瞻、柴を巡りて哀び願ふ。諸人伝へ聞き、来りて彼の像を見る。或るいは僧行の稻を献り、或るいは錢と衣とを献り、乃至一切の財物を供上る。瑜伽論百巻を繕写し奉りて因りて齋会を設く。既に其の像、奄然に現れす。誠に知る、弥勒は高く兜率天の上に有りて願に応へて示れ、願主は下苦縛の凡地に在りて深く信ひて祐を招くことを。何ぞ更に疑はむ。

第九  
閻羅王奇しき表を示し人を勧めて善を修はしむる縁

藤原朝臣広足は、帝姫阿倍天皇の御代に候に病身に嬰り、身の病を差さむが為に、神護景雲二年の一月の十七日に、大和國菟田郡に真木原の山寺に至りて住みて八の斎戒を持つ。筆を取りて書き習はむとして、机に就きて暮に迄りて動かず。侍者の童男睡眠れるなりと思ひて、驚かし動かして白して言さく「日没の時に臻る。故に仏を礼むべし」とまうす。然れどもなほ驚かず。強ひて押して振り動かせば、手に取れる筆を堕し、四の支曲屈りながら仰け仆れて告知らす。親屬聞きて喪殯の物を備く。三日を経て往きて見れば蘇甦りて居て待つ。属等問へば、答へて語はく「人有り。蘇生ふること頗に逆へ、下には絆氣せず。死にたるなりと訂證て、従者悚怖る。慄り走りて家に帰り、親屬に告げし。親屬聞きて喪殯の物を備く。三日を経て往きて見れば蘇甦りて居てす」とひて、戦を以ちて背を裳き、前に立ちて逼めて將く。先に一人を見、後に二の使を見る。之の中に我れを立てて追ひ急ぎ走り往く。往く前の道中に

をおこなつたのである。

九 弥勒菩薩の居處。

二 凡夫の居處、または凡夫の境界。「苦縛は苦に繫縛されいること。離諸苦縛」名得解脱妙法蓮華經・普喻品。「具縛凡夫」(菩薩五)忽然化生(觀弥勒菩薩上生兜率天經)、「忽然化生者、四生中最勝故」(觀弥勒上生兜率天經)とされる。

三 七六年。

一 滋賀県坂田郡。「遠江里は未詳。」  
二 瑜伽師地論。百巻。玄奘訳。弥勒菩薩が仏寺内とあるのは堂舎内を意味するか。  
三 奈良県宇陀郡。「真木原山寺」は所在不明。このあたりの原文は「至大和國菟田郡に真木原山寺」。「一に一」と訓説しておく。  
四 雜木。柴と弥勒菩薩との関係は不明。「其山一」(延喜式・雜式)。後に都史多天(兜率天)より中印度の阿瑜陀他國に降り無著菩薩のために説いた(瑜伽師地論)。  
五 俗寫し装潢すること(令集解・職員令)。  
六 一俵の容量は不明。公私(公私)の運米は五斗を一俵とした(延喜式・雜式)。  
七 転写し装潢すること(令集解・職員令)。  
八 → 上巻三十三縁。經卷を供養するために法会

四 呼称を「侍者童男」「従者」と変化させている。  
五 本書では本説話のみに登場する。  
六 和名抄・葬送具に、棺ひとつ。死屍を收めるもの。櫛(おぼとこ)。棺を收めるもの。死屍は二重に覆われることになる。棺(死者の口に含め玉・香華(香)のこし。香華を運ぶ・火輿(火のこし)。燈明を運ぶ)。襷衣(ふぢごろも)。喪服・歩蹠(白衣の帷幕)。門燎(門前に燃す火)がみえる。書紀・神代下には、天稚彦の殯に開して鳥たちに持領頭者持衛者・春女・尸者哭者・造縫者・穴人などの役割が与えられている。詳細は不明であるが、さまざまなものを使用されたのである。これらの準備のために時間がかかり、葬するのが遅れ、その間に広足は蘇生してしまつたのである。  
六 五筆を連想させる容貌。  
七 冥界とのかかわりを有する者はアカ系色のものを身につける。